

事業承継税制の抜本拡充など

当所平成20年度税制改正要望の4項目が実現！

当所では「平成20年度税制改正に関する要望書」を昨年10月に甘利経済産業大臣、小泉財務大臣政務官など政府、関係省庁、関係機関、地元選出の国会議員等に提出しました。その結果、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設が決定されるなど包括的な事業承継税制が抜本拡充されるとともに、減価償却制度における法定耐用年数区分の簡素化など企業に対する減税措置が数多く盛り込まれました。

平成20年度税制改正に関する情報は、既に新聞等でも報道されておりますが、当所が要望しました項目の中で実現したものは次の通りです。

【当所要望】

中小企業の事業承継を円滑に進める観点から、包括的な事業承継税制を確立すること

【改正内容】

- 雇用確保を含む5年間の事業継続とその後の株式の継続保有を要件として、**非上場株式の課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予制度を平成21年度税制改正において創設**
- 非上場株式の評価に係る純資産価額方式における営業権の評価について、企業者報酬の額及び総資産価額に乘じる利率の見直しを行う
- 対象会社は中小企業基本法上の中小企業**

【当所要望】

減価償却制度の更なる見直しを行うこと

【改正内容】

- 機械・装置の各耐用年数区分については、**現行の390区分から、日本標準産業分類の中分類単位である55区分に大括り化**
- 短縮特例の承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合は、承認不要(届出制)とする等の簡素化を行う
- 少額減価償却資産特例制度の適用期限を2年間延長**

【当所要望】

欠損金の繰越控除期間と繰戻し還付機関を延長すること

【改正内容】

- 創業5年以内の中小企業について、1年間の繰戻し還付措置が認められている制度の適用期限を2**

年間延長

【当所要望】

交際費等の損金不算入制度は廃止すること

【改正内容】

○中小企業に限って認められている損金算入の特例措置(定額控除限度額400万円までは、その90%相当額について損金算入が認められる)の適用期限を2年間延長する

※平成20年度税制改正の情報を詳しくお知りになりたい方は、財務省のホームページをご覧ください。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei.htm>

<本件に関するお問合せ先>

経済政策部総合政策課 TEL:045-671-7433